

【公開版】

2022 燃建発第 2 号

2022 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和2年9月16日付け原規規発第2009163号をもって認可を受けた再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定 新旧対照表

2. 変更の理由

以下に示すとおり、品質・保安会議に係る事項の変更について反映する。

(1) 品質・保安会議議長の変更

役員の業務分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第10条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

(2) 加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更し、明確化するため、保安規定第7条（職務）及び第10条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。

以上

再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定 新旧対照表

現 行	変更後	変更理由
<p>(職務)</p> <p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>・役員等への安全に係る教育を安全・品質本部長の職務として追加</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長（安全担当）</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・品質・保安会議の議長を変更</p> <p>・役員等への安全に係る教育を安全・品質本部長の職務に変更</p>
	<p><u>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</u></p>	